

# 労働基準広報 2018 No.1979

# 12/11

## CONTENTS

**特集** 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて — 6

### 給与所得者の合計所得金額が 1,000万円を超えた場合は対象外に

平成29年度の税制改正により、平成30年分以後の所得税について、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の見直しが行われた。この見直しにより、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額は、給与所得者の合計所得金額に応じて異なることとなる。具体的には、給与所得者の合計所得金額が1,000万円（給与所得のみの場合は給与等の収入額が1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用対象外となり、配偶者特別控除では、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与所得のみの場合は給与等の収入額が103万円超201万6,000円未満）に改正された。このほか、「給与所得者の扶養控除等申告書の記載内容の変更」、「配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更」なども改正されている。

(編集部)

●取材シリーズ/人事大事の時代<事例編>③ — 14  
働き方改革で残業削減と年休取得率向上  
さらに11時間の勤務間インターバル導入へ  
～株式会社レオパレス21～

●転ばぬ先の労働法(紛争予防の誌上ゼミ) — 24  
第44講 2つの最高裁判決と同一労働同一賃金②  
定年後再雇用と無関係な賃金の項目  
には正社員と同一支給求められる  
(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

●相談です！ 弁護士さん — 34  
相談12「当社でも年俸制を導入したい！」  
～年俸制の導入にあたり注意すべき点～  
労使の信頼関係のもと労働者の  
納得感に配慮し決める必要がある  
執筆/弁護士・雨貝義麿(弁護士法人平松剛法律事務所)  
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●NEWS — 1  
(「平成30年版過労死等防止対策白書」を公表)  
IT産業では顧客対応の残業が多い/ (30年・  
就労条件総合調査結果) 年休の取得率は3年  
連続で上昇して51.1%に/ (厚労省・27年3  
月卒業者の状況) 卒業後3年以内離職率は大  
学31.8%、高校39.3%/ほか

●労務資料/多様な働き方の進展と人材マネジメントの  
在り方に関する調査結果① — 44  
限定正社員の不満「不合理な賃金差」57%  
～限定正社員～ (独労働政策研究・研修機構調べ)

●本誌読者アンケート — 13 ●連載 労働スクラン  
ブル④(労働評論家・飯田康夫) — 42 ●わたしの  
監督雑感 神奈川・平塚労働基準監督署長 池田  
有他 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(13ページ)

### 労務相談室

### 回答者

社会保険	〔厚生年金保険の脱退一時金〕受給の際の注意点は	48	特定社労士・丸島和恵
労働基準法	〔改正法でのフレックス制の清算期間〕1ヶ月と2週間は	50	弁護士・岡村光男
就業規則等	〔就業規則改正し裁量制など適用〕男性の実時間増加しそうだが	52	弁護士・山口毅

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内